

平成17年 第1回(定例)由布市議会会議録(第6日)

平成17年12月22日(木曜日)

議事日程(第6号)

平成17年12月22日 午前10時00分開議

- 日程第1 行財政改革特別委員会の設置について
- 日程第2 請願・陳情について
- 日程第3 議案第19号 由布市過疎地域自立促進計画について
- 日程第4 議案第20号 由布市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第21号 平成17年度由布市一般会計予算について
- 日程第6 議案第22号 平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第23号 平成17年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第8 議案第24号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第25号 平成17年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第26号 平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第27号 平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第28号 平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算
について
- 日程第13 議案第29号 平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第30号 平成17年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第31号 平成17年度由布市水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第33号 由布市に収入役を置かない条例の制定について
- 日程第17 議案第32号 助役の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第34号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について
- 日程第19 発議第6号 議会制度改革の早期実現に関する意見書
- 日程第20 発議第7号 真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書
- 日程第21 発議第8号 道路特定財源に関する意見書
- 追加日程
- 日程第23 発議第9号 「改革年金」法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める意見書
- 日程第24 発議第10号 国の制度として介護保険の保険料・利用料減免制度創設を求める意見

書

日程第25 発議第11号 定率減税全廃当の増税中止を求める意見書

日程第26 発議第12号 医療改革に関する意見書

日程第26 閉会中の継続審査申出書

本日の会議に付した事件

日程第1 行財政改革特別委員会の設置について

日程第2 請願・陳情について

日程第3 議案第19号 由布市過疎地域自立促進計画について

日程第4 議案第20号 由布市火災予防条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第21号 平成17年度由布市一般会計予算について

日程第6 議案第22号 平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算について

日程第7 議案第23号 平成17年度由布市老人保健特別会計予算について

日程第8 議案第24号 平成17年度由布市簡易水道事業特別会計予算について

日程第9 議案第25号 平成17年度由布市介護保険特別会計予算について

日程第10 議案第26号 平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第11 議案第27号 平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について

日程第12 議案第28号 平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算
について

日程第13 議案第29号 平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について

日程第14 議案第30号 平成17年度由布市公共下水道事業特別会計予算について

日程第15 議案第31号 平成17年度由布市水道事業会計予算について

日程第16 議案第33号 由布市に収入役を置かない条例の制定について

日程第17 議案第32号 助役の選任につき同意を求めることについて

日程第18 議案第34号 由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定について

日程第19 発議第6号 議会制度改革の早期実現に関する意見書

日程第20 発議第7号 真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書

日程第21 発議第8号 道路特定財源に関する意見書

追加日程

日程第23 発議第9号 「改革年金」法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める意見書

日程第24 発議第10号 国の制度として介護保険の保険料・利用料減免制度創設を求める意見

書

日程第25 発議第11号 定率減税全廃当の増税中止を求める意見書

日程第26 発議第12号 医療改革に関する意見書

日程第26 閉会中の継続審査申出書

出席議員（26名）

1番 小林華弥子君	2番 高橋 義孝君
3番 立川 剛志君	4番 新井 一徳君
5番 佐藤 郁夫君	6番 佐藤 友信君
7番 溝口 泰章君	8番 西郡 均君
9番 淵野けさ子君	10番 太田 正美君
11番 二宮 英俊君	12番 藤柴 厚才君
13番 佐藤 正君	14番 江藤 明彦君
15番 佐藤 人巳君	16番 田中真理子君
17番 利光 直人君	18番 小野二三人君
19番 吉村 幸治君	20番 工藤 安雄君
21番 丹生 文雄君	22番 三重野精二君
23番 生野 征平君	24番 山村 博司君
25番 久保 博義君	26番 後藤 憲次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君	書記 衛藤 哲雄君
書記 吉野 貴俊君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	教育長	清永 直孝君
総務部長	三ヶ尻隼人君	総務課長	篠田 安則君
防災危機管理室長	柚野 邦裕君	総合政策課長	野上 安一君

行財政改革室長	相馬 尊重君	財政課長	米野 啓治君
税務課長	野中 正則君	収納課長	田中 萬藏君
市民課長	佐藤 利幸君	人権・同和対策課長	岩尾 豊文君
産業建設部長	後藤 巧君	契約管理課長	高田 英二君
農政課長	平野 直人君	建設課長	生野 利雄君
水道課長	目野 直文君	健康福祉事務所長	今井 干城君
福祉対策課長	立川 照夫君	健康増進課長	大久保富隆君
保険課長	佐藤 純史君	環境商工観光部長	小野 明生君
挟間振興局長	二ノ宮健治君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	会計課長	飯倉 敏雄君
農業委員会事務局長	立川 忠実君	教育次長	後藤 哲三君
生涯学習課長	甲斐 裕一君	消防本部長	二宮 幸人君

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日となりました。議員各位には、連日の御審議並びに現地調査等でお疲れのことと存じますが、本日御審議のほどよろしく願います。

ただいまの出席議員は26人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、教育長、各部課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第6号により行います。

それから、総務部長より一般会計についてちょっと皆さんにお知らせしたいということでございます。総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） おはようございます。総務部長でございます。一般会計の予算の中で重複と申しますが、計上ございましたので、その件につきまして財政課長の方から説明いたしますので、よろしく願います。

財政課長（米野 啓治君） おはようございます。財政課の米野でございます。一般会計、大変申しわけございません。予算書をお開き願いたいと思います。127ページをお開きください。

11款の災害復旧、3項の文教施設災害復旧費の中の1目公立学校施設災害復旧費でございます。この中で工事請負費3,969万円を計上しておりますが、これにつきましては学校教育課の方より調整分として聞いていたのが2,994万6,000円ございました。この分は学校教育が新規分として要求してきたんでございますが、査定で財政課といたしましては684万

6,000円を要求額どおりつけまして、あとは市長査定で落としました。ところが、学校教育はコンピューターに2,994万6,000円を既に入力しておりまして、財政課といたしましては新規分684万6,000円を入力したら、合わせて3,969万円という額になりました。この中には、旧町の決算分であります289万8,000円も一緒に含まれております。ダブリとなりましたのは2,994万6,000円でございます。この分は次回の議会のときに一応減額させていただきたいと思っております。これに伴いまして、委託料も116万円のダブリとなっております。大変申しわけございませんでした。今後、こういうことのないように気をつけますので、御理解賜りたいと思えます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか、わかりましたか。いいですか。

財政課長（米野 啓治君） 大変済みません、もう一件ございました。

104ページをお開きください。この中の消費費の中の2目非常備消費費でございます。この中の負補交で県防災航空隊負担金228万3,000円となっておりますが、これは旧3町の1年間分の負担金でございますが、この上の方の会議負担金368万4,000円、この中に庄内町の防災航空隊の負担金が63万4,000円入っております。それで、一応この63万4,000円は、これもまたダブリとなりましたので、次回の議会では不用額か減額とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） それでは、本題に入ります。

議長（後藤 憲次君） まず、日程第1、行財政改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。本市の厳しい行財政運営の現状にかんがみ、今後の行財政改革の調査・検討のため、行財政改革特別委員会を設置することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、委員会条例第6条第1項の規定により、行財政改革特別委員会を設置することに決定しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、行財政改革特別委員会の委員定数は12人といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、行財政改革特別委員会の委員定数は12人に決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました特別委員の選任方法は、議長において指名いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、行財政改革特別委員会の委員に、久保博義君、三重野精二君、丹生文雄君、吉村幸治君、利光直人君、田中真理子さん、佐藤人巳君、二宮英俊君、太田正美君、佐藤友信君、佐藤郁夫君、高橋義孝君の以上 12 人を指名いたしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました諸君を行財政改革特別委員会の委員に決定いたしました。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 2、請願・陳情を議題とします。

付託いたしました請願・陳情について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） おはようございます。本定例会も本日をもって最終日となりました。執行部、議員の皆さん、大変お疲れでございました。

それでは、報告をいたします。

去る 12 月 13 日、本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました請願 1 件と陳情 1 件について、審査の経過と結果を報告いたします。

請願受理番号 3 号、定率減税全廃等の増税中止を求める請願についてであります。定率減税の廃止は、家庭の負担を増す増税色の濃い内容となっており、年金や医療保険など社会保険料が膨らみ、暮らしにかかる負担が増し、個人消費を押し下げ、国民生活に与える影響は大なるものがあります。

委員全員慎重に審議した結果、賛成多数で採択すべきと決定いたしました。

次に、陳情受理番号 2 号、「市報ゆふ」の全戸配布を求める要望書について、地区自治会に未加入者にも「市報ゆふ」を配布してほしいとの趣旨は十分理解できるが、その方法については行政側で慎重に検討していただきたい。

以上の観点から、採決の結果、賛成多数で趣旨採択と決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました請願 1 件と陳情 1 件の審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、文教厚生委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 引き続きまして、文教厚生常任委員会に付託されました請願 8 件、陳情 1 件の審査の結果をお伝えいたします。

最初に、受理番号 1、請願です。請願受理番号 1、「改革年金」法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める国への意見書の提出をお願いする請願書、既に旧 3 町時におきまして、町議会で 3 町とも採択となっております。

審議の結果、採択といたしました。

続きまして、受理番号 2、国の制度として介護保険の保険料・利用料の減免制度創設について国に意見書の提出をお願いする請願書、受理番号 1 同様、既に 3 町においても採択となっております。

審議の結果、採択です。

受理番号 4、医療改革に関する国への意見書の提出をお願いする請願書、趣旨に関しては理解できません。

審議の結果、採択といたします。

続きまして、受理番号 5、庄内町の地元産の食材を利用した自校方式給食と挾間町・湯布院町のセンター方式給食から地元産の食材を利用した自校方式給食への移行をお願いする請願書、自校方式による心のこもった温かい給食方式、地元食材の提供など、請願の趣旨は理解できます。しかし、食材の安定供給体制が地元で確立できるかどうか、また自校方式による建物、調理人にかかる経費の重複を考えると、行財政改革を迫られている現在、経費節減を優先させる必要を認めざるを得ません。また、老朽化している挾間・湯布院の給食センターは建てかえを必要としていますものの、いまだ場所や規模等についての協議は始まっていません。給食のシステムを協議する中で、自校方式とセンター方式は検討されなければならないと考え、本請願は継続審議といたします。

続きまして、受理番号 6、石城小学校の複式学級解消を求める請願、趣旨に関しては、校区住民の切実な願いであることは理解できます。

審議の結果、採択といたします。

続きまして、受理番号 7、市職教諭の配置のお願い、これは川西小学校に関してでございますが、これも石城同様、校区住民の切実な願いであることは理解できます。

審議の結果、採択といたします。

続きまして、受理番号 8、複式学級への市職教諭の配置のお願い、これは湯平小学校に関してでございます。前の 2 件同様、校区住民の切実な願いということは十分に理解でき、審議の結果、採択といたします。

受理番号9、星南小学校の職員の定数減に関わる教員の配置を求める請願、前3件同様、校区住民の願い切実なるものとかんがみ、審議の結果、採択といたします。

続きまして、陳情1件、受理番号1、看護職員等の大幅な増員を求める陳情書、陳情の趣旨、理解できます。

審議の結果、採択といたします。

以上、請願・陳情に関する審査の結果を御報告いたします。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は10時30分から行いたいと思います。

休憩中に、委員会条例第9条第2項の規定により、先ほど設置されました行財政改革特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いします。

休憩します。

午前10時17分休憩

.....
午前10時30分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

休憩中に、行財政改革特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いていますので、報告いたします。

委員長に久保博義君、副委員長に丹生文雄君が互選された旨、報告がありましたので、お知らせをします。

これより審議に入ります。

まず、請願受理番号1号、「改革年金」法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める国への意見書の提出をお願いする請願書を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより討論を省略し、請願受理番号1号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号1号、「改革年金」法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める国への意見書の提出をお願いする請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号2号、国の制度としての介護保険の保険料・利用料の減免制度創設について国に意見書の提出をお願いする請願書を議題として、質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号2号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号2号、国の制度としての介護保険の保険料・利用料の減免制度創設について国に意見書の提出をお願いする請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号3号、定率減税全廃等の増税中止を求める請願書を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより請願受理番号3号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号3号、定率減税全廃等の増税中止を求める請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号4号、医療改革に関する国への意見書の提出をお願いする請願書を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより討論を省略し、請願受理番号4号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号4号、医療改革に関する国への意見書の提出をお願いする請願書は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号5号、庄内町の地元産の食材を利用した自校方式給食と挾間町・湯布院町のセンター方式給食から地元産の食材を利用した自校方式給食への移行をお願いする請願書を議題といたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査です。本件は、委員長の報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、請願受理番号5号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、請願受理番号6号、石城小学校の複式学級解消を求める請願を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

これより討論を省略し、請願受理番号6号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号6号、石城小学校の複式学級解消を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号7号、川西小学校の市職教諭の配置のお願いを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、請願受理番号7号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号7号、川西小学校の市職教諭の配置のお願いは、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号8号、湯平小学校の複式学級への市職教諭の配置のお願いを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、請願受理番号8号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号8号、湯平小学校の複式学級への市職教諭の配置のお願いは、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号9号、平成18年度に予想される星南小学校教職員定数減に関わる教員の配置を求める請願を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、請願受理番号9号を採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、請願受理番号9号、平成18年度に予想される星南小学校教職員定数減に関わる教員の配置を求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情受理番号1号、看護職員等の大幅な増員を求める陳情書を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、陳情受理番号1号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、陳情受理番号1号、看護職員等の大幅な増員を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情受理番号2号、「市報ゆふ」の全戸配布を求める要請書を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 趣旨採択ということでもありますけれども、ちょっと意味不明なんです。採択なら採択、不採択なら不採択で当然だというふうに思うんですが、もう少しなぜかというのを詳細に説明をいただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 総務委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 西郡議員の質問にお答えいたします。

この件につきましては、総務委員全員本当に慎重に審議した結果、趣旨採択と、そういう結果が出ました。本来であれば、自治区におれば街灯、その他、負担費用、経常的な負担費用も自治区の中で行いますので、そういったことは本当はそれから消防関係とか災害とか、そういう関係で本来本人がいかかかなるものか負担すべきではないかという意見も出ましたけれども、この「市報ゆふ」を配布することについては、議会で配布するものでもございませんし、これはもう行政、執行部が責任を持って配布するということで、内容は十分理解できますけれども、その配布方法については行政で検討していただきたいと、そういう結論に達しております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 自治区の活動に対する負担金として地区費を納めるかどうかというのは、その人の判断ですと申しますけれども、市税を納めている人に対しては、市報を配布するというのは当然のことです。配布方法については委員長が当局の方で検討してくれというふうなことのようです。しかし、それは当然採択ということになるかというふうに思います。あえて趣旨と入れた意味がよく不明なので、どういうことかというふうに聞いたんですけども、これ以上の説明はもういいです。

終わります。

議長（後藤 憲次君） 答弁要らんちゅうことやね。 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより陳情受理番号2号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、陳情受理番号2号、「市報ゆふ」の全戸配布を求める要請書は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定をいたしました。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、議案第19号由布市過疎地域自立促進計画についてから、日程第16、議案第33号由布市に収入役を置かない条例の制定についてまでの14件を一括議題とします。

付託いたしました諸議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議にかかわる経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） 去る12月13日、本会議におきまして総務常任委員会に付託されました予算議案1件と予算外議案3件の審査の経過と結果の報告をいたします。

経過としましては、当委員会は12月19日、20日に由布市役所庄内庁舎3階会議室において、全委員が出席し、総務常任委員会に所管します関係課長並びに関係職員の出席を求め、詳細な説明を受け、審査をいたしました。

まず、議案第19号由布市過疎地域自立促進計画について、本計画案は、過疎地域自立促進特

別措置法の規定により、市町村合併があった場合、過疎地域であった庄内地区で引き続き過疎関連事業を実施するためには、由布市議会の議決が必要なため提案されたものであります。事業の内容につきましては、旧庄内町が作成した計画を踏まえたものであり、県との事前協議も終了しており、委員全員慎重に審議した結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議案第20号由布市火災予防条例の一部を改正する条例について、この条例の一部改正については、住宅火災による死者発生の防止を主目的に、平成18年6月1日から一般新築住宅に対して住宅用防災機器、火災報知機の設置を義務づけるものであります。既存の住宅に対する適用については、平成23年6月1日からの施行となっております。また、林野火災に関する発令中、一定の条件のもと、喫煙を制限し、出火防止を図る等、消防法の改正による由布市の火災予防条例の一部改正であります。

委員全員慎重に審議した結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第21号平成17年度由布市一般会計予算について、本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億993万1,000円と定めたものです。当委員会に付託されました第1款議会費、2款総務費、9款消防費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費について、審査の経過と結果を報告します。

まず、歳入予算のうち主なものとしては、市民税ほかで13億2,410万8,000円、地方譲与税として自動車重量譲与税ほか2億2,136万3,000円、地方交付税14億8,908万8,000円、総務費国庫補助金2億9,219万8,000円、総務費県費補助金4億3,153万1,000円、繰入金として財政調整基金ほか5億1,003万9,000円、市債として総務債、消防債で11億1,070万円となっております。

続いて、歳出予算の主なものとしては、1款議会費として7,480万2,000円となっており、主なものは報酬ほかであります。

次に、2款総務費19億2,090万3,000円で、主なものは一般管理費の委託料として、新市電算導入事業ほかで4億1,086万8,000円、財産管理費で湯布院庁舎用地購入費ほかで7,044万8,000円、電子計算費で電算運用業務委託料ほかで3,457万6,000円となっております。

次に、9款消防費4億7,334万5,000円、主なものとしては、常備消防費で給料ほか3億3,077万9,000円、非常備消防費で消防団員報酬ほかで3億3,278万4,000円、消防施設費として高規格車両導入費ほか1億2,796万4,000円となっております。

12款公債費として、償還金元金利子で11億4,116万6,000円となっております。

14款予備費としては1,500万円となっております。

なお、平成17年度由布市一般会計予算につきましては、旧町の9月末予算残高を集計し、編成した予算となっております。

委員全員慎重に審議した結果、当予算については次の意見を付して可決すべきものと決しました。

1番、大龍地区分譲宅地造成工事については、平成16年6月、悪臭等の公害問題が発生以来、施設の改善状況等を見ながら着工時期等を検討してきましたが、各諸事情によりいまだ着工の見通しが立たず、この問題については当分解決の見通しがつかないと予想されます。したがって、行政として早急に事業を再検討し、方向性を出し直す必要があると思われま

す。2番目、今回の予算編成については、合併後の時間のない中での編成作業であり、また旧3町の予算の合算処理による等の特殊な事情があったことは十分に理解できるが、由布市の最初の本予算としては、その書式初め節の組み立て方や同じ予算を重複して計上している等、不備な点も数々見られました。今後の予算編成においては、十分に入念な作業を行うよう強く求めます。

次に、議案第33号由布市に収入役を置かない条例の制定について、この由布市に収入役を置かない条例の制定については、行財政改革に伴う経常的経費削減につながるものであり、委員全員慎重に審議の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました予算議案1件と予算外議案3件の審査の経過と結果の報告を終わります。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、文教厚生委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 当委員会に付託された議案6件の審査を行った結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

まず、審査の状況ですが、12月19、20、21日、場所は湯布院庁舎会議室にて行いました。出席者は、委員全員と担当部課長並びに職員でございます。日程に関しましては、19日、生涯学習課、体育振興課、学校教育課、寿楽苑、小松寮、西庄内保育所、挾間保育所、人権同和対策課、市民課、健康増進課、健康温泉館。12月20日、保険課、環境課、福祉対策課、そしてその日に陳情・請願の審査を行いました。21日、現地調査、川西小学校及びスポーツセンター体育館及びラグビー場を視察いたしました。

審査の結果について御報告申し上げます。

議案第21号平成17年度由布市一般会計予算についてでございますが、本予算は、平成17年10月1日の由布市発足に伴い、旧3町の予算を9月の末日をもって決算、その後、由布市として平成17年度予算を編成、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億993万1,000円と定めるものです。

本委員会に関係する各課より詳細な説明を受けました。主な歳出として、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費15節工事請負費、ほのぼのプラザ建設事業2億177万9,000円に関しましては、合併前に議決を経て予算化した工事を合併後に支払うというものです。

また、10款教育費2項小学校費3目学校建設費15節工事請負費1億2,788万9,000円に関しましては、由布川小学校の大規模改修工事に伴うものです。同じく、10款教育費7項保健体育費2目体育施設費13節委託料の体育館改修工事設計委託料200万円は、湯布院スポーツセンターの体育館アスベスト除去工事に伴う新規計上の予算です。本年7月より体育館を閉鎖し、検査の結果、アスベストの使用が判明いたしました。九州のみならず全国から合宿などの今後の申し込みも多く、財源確保に努めて早期着工、早期の利用再開を目指すよう望みます。

本委員会に関する一般会計予算を審議の結果、承認いたしました。次の要望を申し添えます。

少子高齢化社会の到来により、本委員会担当部局におきましては、行財政改革という状況下での住民サービスのあり方には市民の期待が大きく、かつ重くかかってまいります。公正で公平な配慮のもと、住民本位の姿勢で職責を果たされるようお願いいたします。また、湯平小学校災害復旧費の計上に係る取り扱い、及びごみ処理に係る新規予算の取り扱いに関して、単純な思い違いだとはいえ混乱を生じました。合併に伴う事務繁多な折ですが、だからこそ慎重を期し、正確な事務執行が求められます。今後の取り組み姿勢の周知徹底を要望いたします。

続きまして、議案第22号平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算についてですが、本予算は、由布市の国民健康保険特別会計の平成17年度予算を歳入歳出それぞれ19億58万3,000円と定めるものです。

委員各位審議の結果、承認いたしました。

続きまして、議案第23号平成17年度由布市老人保健特別会計予算について、本予算は、由布市の老人保健特別会計の平成17年度予算を歳入歳出それぞれ26億6,093万円と定めるものです。

高齢化社会の進展の中、老人医療費の抑制策として予防医療の見地から、老人の健康づくり対策を充実させていくため、広く手軽に取り組める健康指導の必要があると考えます。

審議の結果、上記の意見を付して承認いたしました。

続きまして、議案第25号平成17年度由布市介護保険特別会計予算について、本予算は、由布市の介護保険特別会計の平成17年度予算を歳入歳出それぞれ16億602万円と定めるものです。

平成18年4月をめどに介護保険の大幅な見直しが行われる見通しの中、介護予防システムの

確立として、新予防給付の創設が目標化されております。その中核的立場になるのが地域包括支援センターです。このセンターがしっかりしたシステムと機能を確立できない場合は、介護保険の制度は由布市の財政圧迫要因ともなりかねないと予想されます。残された短期間の中で、介護保険制度のしっかりした立ち上げが必要です。

審議の結果、上記の意見を付して承認いたしました。

議案第26号平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について、本予算は、由布市の農業集落排水事業特別会計の平成17年度予算を歳入歳出それぞれ6,717万9,000円と定めるものです。

審議の結果、承認いたしました。

続いて、議案第27号平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算についてです。本予算は、由布市の湯布院健康温泉館事業特別会計の平成17年度予算を歳入歳出それぞれ9,171万1,000円と定めるものです。

議案第23号、第25号との関連性が高いことですが、高齢化社会の進展は避けられないものの、その中で元気で長生きできる社会づくりは行政の責務です。そうした中で、水中運動による筋力向上に取り組み、理論、実績ともに効果を上げている健康温泉館に期待がかかります。今後は、隣接して建設される福祉センターとの連携を確立して、全市的ひろがりをもどのように現実化していくかという視点に立って、市民の温泉活用による健康づくりに取り組んでいただきたいと思っております。

審議の結果、上記の意見を付して承認いたしました。

以上、審査の結果を御報告申し上げます。

議長（後藤 憲次君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、建設水道常任委員会の審査報告をさせていただきます。

本委員会に付託された議案5件の審査を行った結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査状況でございますが、日程は12月20日、21日の2日間。審議者は、委員会全委員の6名でございます。現地調査、12月20日10時。現地調査でございますけれども、湯平簡易水道工事の進捗状況、2番目に市道向原別府線、以上2件について現地調査を行い、確認をいたしました。

委員会でございますが、第2委員会室におきまして、担当課は建設課、水道課、契約管理課の3課でございます。

では、審査結果を御報告をいたします。

議案第21号平成17年度由布市一般会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104億993万1,000円とするものです。当委員会に関する案件について、担当課より詳細な説明を受けました。

歳入の主なものとして、15款国庫支出金3目災害復旧費、国庫負担金9,514万2,000円については、平成17年4月から9月にかけての台風災害による3町の災害復旧費であり、2項1目国庫補助金、特定防衛施設周辺整備事業補助金2億9,139万8,000円については、湯布院町における特定防衛施設整備事業であり、5目土木費、国庫補助金7,480万円については、挾間町市道向原別府線道路改良事業費であります。

歳出の主なものとして、8款土木費15節工事請負費1億1,606万9,000円については、旧町の側溝整備、路肩補修、のり面等々の修繕費で、挾間町2,199万9,000円、庄内町6,995万円、湯布院町2,412万円で、2目15節工事請負費5億7,530万9,000円については、挾間町の向原別府線（補助事業）7,000万2,000円ほか3路線（辺地事業債）1億712万7,000円、庄内町の久保台線ほか4路線、2億3,889万5,000円、湯布院町の中鶴線ほか5事業、1億5,928万5,000円（辺地債・特防）を行うものであります。

当委員会の意見として、こうした道路新設改良工事等々の予算措置を行う場合、まず地権者との十分な事前協議を行い、用地交渉、用地取得が先決である旨の意見が出されました。しかし、沿線地域の利便性の向上だけではなく、道路整備における付加価値等々も期待し、重要路線としての役割を重んじ、意見を付して全会一致にて原案可決といたしました。

議案第24号平成17年度由布市簡易水道事業特別会計予算について、歳入歳出の総額をそれぞれ2億9,031万3,000円と定めるものです。

歳入の主なものとして、湯平簡易水道の拡張工事に伴う国庫補助金（湯平簡易水道事業補助金）5,228万5,000円、簡易水道事業費7,530万円が主なものです。

また、一般会計繰入金4,230万6,000円については、起債償還金の元金及び利子等の財源に充当するものであります。

歳出の主なものとしては、通常施設維持管理に伴う費用として、総務管理費の1億8,204万円、湯平簡易水道拡張事業9,858万3,000円の計上であり、審議の結果、原案可決といたしました。

議案第31号平成17年度由布市水道事業会計予算について、収益的収入支出とも3億1,042万9,000円と定めるものです。収益的収入については、水道料金2億7,240万8,000円、一般加入負担金340万2,000円、上水道一般会計補助金2,404万8,000円、簡易水道一般会計補助金917万2,000円が主たるものです。

収益的支出の原水及び上水費5,496万9,000円については、浄水場の管理に伴う人件費828万5,000円、修繕費1,415万円、浄水場の取水場の電力料1,948万8,000円が主なものです。配水及び給水費3,630万円については、水道検針員等の賃金372万1,000円、量水器、老朽配水管の修繕費2,094万4,000円が主なものです。総掛かり費6,834万1,000円については、通常施設維持管理費及び人件費が主なものであります。

資本的収入については、上水道企業債1億2,910万円、簡易水道事業補助金795万3,000円が主なものです。

資本的支出については、湯布院水道管路網図管理システム作成委託料1,430万5,000円、改良工事または緊急に伴う配水管布設がえ工事1億1,512万2,000円、企業債償還金7,463万円が主なものであり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,078万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

異議なく、原案可決といたしました。

議案第29号平成17年度由布市公共用地先行取得特別会計予算について、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ212万7,000円と定めるものです。

担当課より詳細な説明を受け、異議なく原案可決といたしました。

議案第30号平成17年度由布市公共下水道事業会計予算について、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ949万6,000円と定めるものです。

この事業は、現在休止状態であります。各関係機関と十分な協議を行い、早急な対策を講じるよう提言し、異議なく原案可決といたしました。

以上で、建設水道委員会の報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 12月13日、当観光経済常任委員会に付託された予算議案2件について、その経過と結果について報告いたします。

当委員会は、12月19日に現地調査を行いました。それぞれ新規と言われるものは災害復旧に係る分7億5,000万円が占めるものがほとんどで、ほかのものについては、それも含めて旧町ですべて可決されて事業が実施されているものばかりであります。それらについてまず湯布院の並柳草地林地一体化利用総合整備事業現場、あるいはまた城ヶ原農村公園トイレ2棟の新築工事の結果、あるいはまた現在災害復旧でやっている奥江農業用施設道路、水田の合併災害の復旧工事現場ほか、湯布院町、庄内町、挾間町の災害箇所をそれぞれ視察いたしました。

12月20日に付託されている2件について、議会の第1委員会室において委員全員出席のもとに審査を行いました。

2005年度の一般会計の当委員会に所管する6款、7款、11款、それぞれありますけれど

も、特に6款の農業費については、現在査定中で大変職員が忙しいということで、詳細な資料を求めたけども、それを作成することが困難だということで、次回はぜひ当初予算にときには、そういう明細をきちっと出してほしいということをお願いいたしました。

若干出された意見の中で城ヶ岳の用地貸付地元交付金は、市有地貸し付けであるにもかかわらず地元に出すのは疑問、あるいはまた大家畜活性化資金利子補給補助金のうち、関連する債務負担行為の金額が農協の金額とも異なるということで、それらを正確にするようにということで、そういう意見を付して、2005年度の由布市の一般会計予算については、これを認めるということであります。

また、議案第28号の2005年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算についてでありますけれども、これはこの処理の仕方が庄内町と湯布院町で異なると。庄内町では既に同じような状況で一般会計で処理し、平成17年度で終了すると。にもかかわらず、湯布院町では特別会計でして、しかも財源そのものをすべて一般会計の繰り出し金であるのだから、特別会計にする必要はないのではないかという指摘がありました。今年度の分については、湯布院町の特別会計を引き継いだということなので、これを認めるということで、2議案とも委員会としてはこれを了承するという結論に至りました。

以上で、報告を終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。次は、再開は11時25分から再開します。

午前11時14分休憩

.....
午前11時27分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

先ほど建設水道委員長より報告がありましたが、訂正があるようですので先にお願ひします。
建設委員長。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 大変申しわけございません。委員会の日程の日時が誤っておりましたので、19、20、21日と3日間に訂正をよろしくお願ひをいたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） では、これより審議に入ります。

まず、日程第3、議案第19号由布市過疎地域自立促進計画についてを議題といたします。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 庄内町の過疎地域自立促進計画については、間違っているところは、議会ではよくなって製本のときに間違ったというようなことを聞いたんですけども、確かめた

ら議会の期間も間違っていたんですね、議案そのものも。したがって、先ほど委員長の報告でも県と事前協議したからということ、県と幾ら事前協議をしても間違っているものは間違っているんで、今度の自立計画について私が指摘した当該年度の事業費が違うということについては、きちんと訂正されたのかどうか、その辺委員長にお尋ねいたします。

議長（後藤 憲次君） マイクをあげてください。総務委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 23番、生野。お答えをいたしますが、この件については総務委員会に付託されましたので、経過と結果の審議でございました。したがって、詳細については私どもが提案しておりませんので、その数字についてはただいま承知をしておりません。変更したかどうかは承知をしておりませんので。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員会としては、本会議場でも出された質疑に対しては、やっぱり責任持ってそれぞれの所管の委員会でやっぱりきちっと解決すると。もちろん調査して直すべきところは直しますというふうにあのとき約束したわけですから、それがされているかどうかというのはきちっと追って、委員会として責任持って本会議に臨むというのは当然だというふうに思います。そういう点で、そういうことをあいまいにしてきたという委員会だという認識が私にははっきりしたというだけで、今後次の質疑からはそういうことのないように、委員会に特にその点を注意を申し上げて、指摘をしたいというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第19号由布市過疎地域自立促進計画については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第20号由布市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第20号由布市火災予防条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第21号平成17年度由布市一般会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

人権同和に関する予算、これは必要ないではないかという少数意見は出なかったでしょうか。

議長（後藤 憲次君） マイクを。総務委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 生野です。ちょっと記憶……

議長（後藤 憲次君） 文教厚生委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） ただいまの質疑にお答えいたします。

21号一般会計予算、担当課人権同和对策室、19日に詳細説明受けましたが、出ておりません。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第21号平成17年度由布市一般会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程6、議案第22号平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第22号平成17年度由布市国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程7、議案第23号平成17年度由布市老人保健特別会計予算についてを議題として、

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第23号平成17年度由布市老人保健特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程8、議案第24号平成17年度由布市簡易水道事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立 名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第24号平成17年度由布市簡易水道事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程9、議案第25号平成17年度由布市介護保険特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第25号平成17年度由布市介護保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程10、議案第26号平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第26号平成17年度由布市農業集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程11、議案第27号平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第27号平成17年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程12、議案第28号平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第28号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第28号平成17年度由布市久住飯田南部区域広域農業開発事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程13、議案第29号平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第29号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第29号平成17年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程14、議案第30号平成17年度由布市公共下水道事業特別会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第30号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第30号平成17年度由布市公共下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程15、議案第31号平成17年度由布市水道事業会計予算についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第31号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立多数〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第31号平成17年度由布市水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第33号由布市に収入役を置かない条例の制定についてを議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、議案第33号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第33号由布市に収入役を置かない条例の制定については原案のとおり可決されました。

・ ・

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第17、議案第32号助役の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 市長にお尋ねします。

なぜ県から助役を招かなければならないかという点が1つ。

それと、由布市の中には不十分とはいえ人材は豊富にあると思います。そういう点でいえば、

お互い市長も助役も新しい市長あるいは新しい助役になって、一步一步それにふさわしい人格を形成していくべきだと私は思います。1問目と同じなんですけども、なぜ由布市から市内からそれを人選することはできなかったのか、そのことについてお尋ねしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） お答えをいたします。

由布市から人材はいないかということでございますが、人材はたくさんいると思います。しかしながら、今回の合併の状況あるいは3首長が市長選に出たということで、そういういろんな情勢を考えたときに、私自身判断して、このたびは県の方から助役を選出した方が私としては一番やりやすいというふうに考えましたので、行いました。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 当然の疑問なんですけども、自分の任期中いっぱい県から助役を派遣してもらおうなどということは、やっぱり任務放棄というんですか、自分のやっぱり仕事の女房役としてきちっと支えてもらうという点では、私はちょっと県任せというか、そういうふうになるんじゃないかというような気がするんです。むしろ早期にできれば早い方がいいんですけどもお引き取りいただいて、次の人選を考えるというふうにした方がいいと思うんですけども、その辺のくろみは何かあってやっているのか、それとも4年間ぐらい自分の任期中は県にもうやってもらおうというようなお考えなのか、その辺お尋ねしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 私は、3地域の融和を図っていくということで、そういう融和が1年たてばできるのではないかなと、そういうところで判断をしてまいりたいと思っています。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 根幹にかかわる部分なんですけども、当然そういう人選の仕方ですから県ということになったんだというふうに思いますけれども、いわば今地方分権の時代に県や国にお伺いを立てるといようなやり方というのは、私はいかがなものかというふうに思っているわけです。ほかの方法はなかったのかと、それも考えたのかどうか、その点だけお伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 私は、この3地域から選ぶか、それとも県かと、2つしか考えておりませんでした。

議長（後藤 憲次君） ほかに。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） もしこの方が選任されて助役に就任された場合には、この方は県の職はどうされるんでしょうか、出向扱いになるのか退職されるのか、そこら辺をお伺いしたい

と思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 退職をして庄内町の助役になります。 大変失礼しました。由布市の すぐくせが生まれて、由布市の助役になります。済みません。

議長（後藤 憲次君） ほかに。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） ということは、もし助役の任期が終わった後は県に戻るといようなことは確約はされてないんですかね、退職してしまうということですか。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） こちらを退任したら、また県に戻るといことになると思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。この件について反対討論から許します。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 当然、県から人材を派遣してもらうなどということ、そこ辺の姿勢が私はやっぱり一番問題だというふうに思っています。それしか選択肢を持っていなかったということ自体で、そういうことではいかんというふうに私自身思っています。

いろいろな人たちもおります。地方自治に精通していて、自分の女房役として市庁内をきちっとおさめてもらうという方の方ですけども、助役といえば普通の民間やいろんなところに求めても、そのぐらいのことはできる人はたくさんいるというふうに私自身思います。

県から招致するというところにまず問題なのと、もう一つはやはり融和を図る、その期間を1年ぐらいということ想定されているので、それはそれで見識だというふうに思います。とはいえ、来年の4月の人事異動も含めて、早急にそういうのをカバーできるような体制をしいて、早く要請をするというようなことを考えて、これからやられてほしいと思います。

そういう点も含めて、今回の県からの派遣については反対の討論といたします。

議長（後藤 憲次君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第32号助役の選任につき同意を求めることについては同意することに決定をいたしました。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 18、議案第 34 号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定についてから、日程第 21、発議第 8 号道路特定財源に関する意見書についてまでの以上 4 件を一括上程いたします。

提出者に各案件の提案理由の説明を求めます。

まず、日程第 18、議案第 34 号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定についてを議題として、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

市長（首藤 奉文君） ただいま上程されました追加議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第 34 号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定についてでございますが、ほのぼのプラザの指定管理者につきましては、由布市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第 5 条第 1 項第 2 号の規定によりまして、また今までの経緯や効果的あるいは効率的な運営が期待できることから、公募によらず由布市社会福祉協議会に指定管理者をお願いするものでございます。

なお、今回指定するに当たり、今月の 19 日に指定管理者選定委員会を開催した中で、委員会からも福祉協議会が適当であるとの報告を受けたところでございます。現在、社会福祉協議会では、その会長として私が就任しておりますが、社会福祉協議会も合併をいたし、当面私がふさわしいとの社協理事会においてそういう意見で選任をされました。私は、会長についてはこれから福祉に精通された方が就任するのが一番適当であると考えておりますので、できる限り早い時期にその方向で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、担当部課長に詳細説明を求めます。どうぞ。

健康福祉部長（今井 干城君） 議案第 34 号につきまして、詳細説明をさせていただきたいと思います。

由布市ほのぼのプラザ指定管理者の指定について、由布市ほのぼのプラザの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。平成 17 年 12 月 22 日提出、由布市長首藤奉文。

この地方自治法の規定でございますけれども、まず普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、議会の議決を経なければならない、そういう規定でございます。

次に、施設名及び所在地ですけれども、皆さん方も一度現地に行ってくださいましたけれども、由布市ほのぼのプラザ、それから所在地につきましては、由布市庄内町庄内原 365 番地の 1 ということになっております。

2点目の指定管理者につきましては、市長の提案理由と重複しますが、社会福祉法人由布市社会福祉協議会会長首藤奉文、所在地につきましては、由布市庄内町庄内原362番地3でございまして、19日に行われました指定管理者の選定委員会の結果を聞きまして指定するものでございます。

3番目の指定期間でございますけれども、18年1月1日から平成21年3月31日までとしております。これにつきましては、法律等に特段の期限、期間の定めというのはありませんけれども、これまで旧湯布院町が3カ所行っております。そういうものを参考にしながら、新しい施設であること等を考慮し、この期間ということで定めさせていただいております。

4点目の指定条件でございますけれども、まず1点目に施設の管理は指定管理協定書に基づいて行うということで、この指定管理協定書につきましては、今既に案として作成をしております。これをこの議決をいただいた段階で再度詳細に詰めまして、この協定書を結びたいというふうに思っております。4点目の中の小さい2項目めでございますけれども、指定管理者が法令及び指定管理協定等に違反したときには、指定の取り消しまたは停止を行う、そういう取り決めをしたいというふうに思っております。

提案理由、由布市ほのぼのプラザの管理を行わせる指定管理者を指定するためということで、以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（後藤 憲次君） 所長の詳細説明が終わりました。

次に、日程第19、発議第6号議会制度改革の早期実現に関する意見書を議題として、提出者に提案理由の説明を求めます。11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 発議案第6号議会制度改革の早期実現に関する意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成17年12月22日提出、提出者は、私、二宮英俊、賛成者は、議会運営委員会のメンバーで、西郡均議員、江藤明彦議員、吉村幸治議員、生野征平議員、山村博司議員、新井一徳議員です。

提案理由は、本格的な地方分権を迎え、住民自治の根幹をなす地方議会がその期待される役割と責任を果たしていくためです。

意見書については、裏面の方をよろしくお願いたします。説明については、読み上げて説明にかえたいと思います。

国においては、現在、第28次地方制度調査会において、「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ、全国市議会議長会は、さきに「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改革要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審査動向を見ると、全国市議会議長会を初めとした三議長会の要望

が十分反映されてない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会が、その期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改正が行われるよう強く求める。

記。 1、議会の招集権を議長に付与すること。 2、地方自治法第96条2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること。 3、専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務づけること。 4、議会に附属機関の設置を可能とすること。 5、議会の内部機関の設置を自由化すること。 6、調査権・監視権を強化すること。 7、地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置づけるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上です。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣です。よろしく慎重審議の上、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第20、発議第7号真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書を議題として、提出者に提案理由の説明を求めます。23番、生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） ただいま出ました発議第7号について、真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成17年12月22日提出、提出者、由布市議会議員生野征平、以下総務常任委員でございます。

この意見書につきましては、大変長くございますので、意見書の項目のみを読み上げたいと思います。

1番、地方交付税の所要額総額の確保について。 2、生活保護費の国庫補助負担率の引き下げ阻止。 3番、3兆円規模の確実な税源移譲。 4、義務教育費国庫負担金について、国と地方で協議決定すること。 5、施設整備費国庫負担金について、万全の措置を講ずること。 6番、決定率分の引き上げ等の確実な財源措置。 7番、地方財政計画における決算乖離の同時一体的な是正。 8番、地方分権推進のための「第2期改革」の実施。 9番、「国と地方の協議の場」の制度化。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出する。議員皆様方の賛同をよろしくお願いいたします。

提出先は、内閣総理大臣小泉純一郎でございます。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第 2 1、発議第 8 号道路特定財源に関する意見書を議題として、提出者に提案理由の説明を求めます。13番、佐藤正君。

議員（13番 佐藤 正君） それでは、発議第 8 号道路特定財源に関する意見書について、朗読させていただきます。

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出する。平成 17 年 12 月 22 日提出、提出者、佐藤正、賛成者、藤柴議員、利光議員、吉村議員、工藤議員、佐藤議員でございます。

提案理由、地域の地場産業の振興、地域経済の活性化のため。

道路特定財源に関する意見書、道路特定財源制度は、昭和 29 年度にガソリンにかかる揮発油税が道路整備の特定財源とされたことに始まり、その後のモータリゼーションの急速な普及により私たちの社会を支える重要な財源となり、道路整備の重要性はさらに高まりました。この制度は、受益者である自動車利用者が利用の大小に応じて道路整備の費用を負担するため、合理性・公平性が高く、また計画的な道路整備のために必要な財源を安定的に確保できると考えております。

道路は、国民の生活向上、経済社会の発展に欠くことのできない最も基本的な社会資本であり、とりわけ地方部においては、都市部に比較して決して十分な整備が行われておりません。特に、公共交通機関が隔々まで行き届いていない山合いの地域においては、移動手段の大部分を自動車に依存しており、道路整備に対する要望は依然として強いものがあります。

ことし 10 月に挾間町、庄内町、湯布院町の 3 町が合併し由布市となりましたが、NHK「朝の連続テレビ番組・風のハルカ」でさらに有名になるものと期待しております。近県に目を移せば、平成 18 年の「新北九州空港」の開港も予定されており、関東方面、極東アジア方面からの北九州市を經由した新たな観光客の入り込みも期待しているところであり、こうしたチャンスを逃すことなく由布市観光をさらに飛躍・発展させたいと頑張っています。

こうした中、昨今の税制見直しにおいて、道路特定財源の一般財源化が議論されていますが、これは道路整備に対する地域住民の切実な願いを御理解いただいていないものであり、道路整備のさらなる遅延が地域の地場産業の振興、地域経済の活性化の足どめになることを恐れております。

現在、見直し議論が本格化しているところですが、揮発油税、自動車重量税などの道路特定財源については従来の制度を堅持するとともに、その全額を道路整備に充当し他の用途に転用しないよう、地方の立場から強く要望いたします。

記。1、揮発油税、自動車重量税等の道路特定財源については、受益者負担の原則にのっとり

すべて道路整備に充当し、他の用途に転用しないこと。2、道路整備がおくれている地方、とりわけ高速道路等広域交流体系未整備地域において、今後も道路整備を促進するため必要な道路関係予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

ここで、さきの議案第32号で助役の選任に同意され決定しました森光氏が見えておりますので、あいさつを受けたいと思います。

では、ここで暫時休憩いたします。午後は13時から再開をいたします。では、助役の選任に同意されました森光氏が見えておりますので、あいさつを受けます。

助役（森光 秀行君） 皆さん、こんにちは、森光秀行でございます。このたび議会の皆様方から格別の御高配を賜りまして、助役選任の同意をいただき助役に就任することになりました。由布市がスタートを切ったばかりの大変重要な時期であるだけに、その責任の重大さを痛感しているところでございます。もとより微力ではございますけれども、私なりに市長を補佐し、由布市の発展のために誠心誠意職責を果たしてまいる決意でございますので、格別の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（後藤 憲次君） それでは、暫時休憩します。午後は13時より再開をいたします。

午後0時08分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

これより先ほど上程されました4件につきまして、審議に入ります。

まず、日程第18、議案第34号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番、吉村でございます。議案第34号について、二、三お尋ねをいたします。

過去旧湯布院町におきまして、皆さん御承知のように3施設を指定管理者制度を導入いたしまして今に至っております。その方法は、公募によりまして、その結果厳正なる審査の上で業者を指定をしたという経緯がございます。しかし、今回は公募によらない選定であるという条例を使

っての選定ということの説明がございましたけれども、選定委員の選考の方法はいかがでしたのかということ。

それから、平均70点以上であったから決めましたということですが、何点を合格基準としておったのかということ、それが2点目。

それから、一番不思議に感じるのは、やはり候補者が会長首藤奉文氏で、指定する側の市長が首藤奉文ということで、非常に今回から新市になりまして、今後指定管理者を随時していく中に、新市における指定管理者としての第1号だけに、より厳正なる厳格なる方法において、また透明性のある方法において選定すべきだというふうに思っております。市長の説明の中には、早い時期に社会協議会の会長をやめますという説明がございましたけれども、やめてからでも遅くはないのではないかというこの点ですね、どうして今しなければならぬのかという、この3点をお尋ねしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行政改革室長の相馬です。質問にお答えをしたいと思います。

まず、選定委員会の委員の選考につきましては、市長の任命によるものでございます。その中で、大分大学の工藤先生につきましては、大分大学の生涯学習教育センターが湯布院町の指定管理の選定委員会の方にも加わっていただいておりますので、大分大学の生涯学習教育センターの方をお願いをして、人選をさせていただいたものでございます。なお、大分大学につきましては、その施設の目的ごとにそれぞれの専門の先生がそれぞれかわって出ていただけるということになっております。工藤先生については、福祉の分野についての先生でございます。

次に、由布市女性団体連絡協議会ですが、現在由布市の女性団体連絡協議会はできておりませんが、女性の代表ということで3町の女性団体連絡協議会の方をお願いをして、人選をさせていただいたものでございます。

同じく、JAさわやかな栗林委員につきましては、農業関係の代表ということで農政審議会の方に人選をお願いして、選出をお願いしたところでございます。

そういったことで市長の選任ではございますが、それぞれの団体等を選考しまして、それぞれに選出方をお願いして委員の選考に当たったものでございます。

それと、70点以上の評価を得たというものについて選考したというものですけれども、これは選考に先立ちまして、この委員会が開催され選考に入る前に、どういった点数以上であれば選定するかというのをこの委員会で協議をいただきまして、70点以上でということはこの委員会で決めたものでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。 市長。

市長（首藤 奉文君） 管理委託につきましては、今性急に指定管理者をする必要はないじゃないかと、そのとおりであります。ただ、社会福祉協議会の合併協議会の中で、本所を庄内の社会福祉協議会に置くということになりまして、あの位置で一番ふさわしかろうという社会福祉協議会の中で決定を見て、本所を庄内という形に決定をされたわけでございます。そういうことから、できれば早くそのことを指定管理者をした方がいいという判断で、このたびのこういうことになったわけであります。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 70点というラインを決めておったということはわかったんですが、しかし特に行財政改革をしていく中で、この3ページの結果の説明、報告書を見せていただくと、経費の削減という部分では非常に点数が非常に少ないということですね、この点が一つ気にかかるわけですが。

それからもう一点、選考の委員の中に関係する方が2名おるので、採点には不参加というようなことですが、私はこう見たときに、この委員は市長の任命ということのお話を今聞いたところですが、総務部長あたりもこれは選考基準からのかかるべきではないかというふうにも思います。

それから、業績、それから今後の事業計画、収支計画、こういったものをやはり開示をしていただかないと、我々の判断基準がちょっとできにくいという点がございます。それで、こうした実績、それから事業計画、収支計画の開示をお願いしたいということ。

それから、スタートに関しましても、できれば早くやりたいというぐらいな発想であれば、非常に申請者さんと受ける側が同じ人、そしてまたそれを決める人も同じ人が委員を決めたということになると、いよいよ今後の指定管理者を選考していく上において、前例を一つつくってしまうというような心配があるんですが、その点について2点ほど、いわゆる開示ができるかということと、総務部長も外れるべきじゃなかったかと点を、まずそこをお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 相馬君。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 御質問にお答えします。

まず、事業計画等の開示についてでございますけども、申請書に添付されております。申請時についても、これは公開するというのを申請者にも申し上げておりますので、開示できます。

さらに、総務部長につきましては、全体的な観点からということで、今回は採点にも加わっていただいたということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 10番、太田です。指定管理者選定委員のこれから来年の8月にかけて続々と出てくると思うんですが、このメンバーというのはもう任期等固定化されたもの

なのか、その都度指定管理者の委員がかわってくるのか、それをお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 行財政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 御質問にお答えします。

一応この委員については、19年の3月31日、18年度いっぱいの任期といたしております。なお、規則では委員を10名以内というふうになっております。現在9名の委員さんを選定しておりますけども、その施設の目的等によりましてもっと専門的な委員さんを加えなければならないということで、1枠、そういった施設ごとにもう一人はこの委員会に入れるように、1つ枠を有識者ということで残しております、その委員についてはその都度その施設ごとに新たに選任したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 幾つかお伺いします。

まず、今回公募によらない選定ということで、申請者も1団体だけということなんですが、率直に言ってよくわからないのは、この選定委員会にかけられたのもこの社会福祉協議会1社だけが出てきて、これがふさわしいかどうかという判断をする審議になっていたわけですね。この議会には当然上がってくるのは1社だけで、議会もこの管理者がふさわしいかどうかの判断をします。ちょっとこの役割がよくわからないんですけど、今まで湯布院町時代には公募によってましたから、何社かが応募してきて、その中で議会に上げるべき業者がどれがふさわしいかという選定を選定委員会がしたということ、候補者を挙げる選定というのはわかるんですけども、この選定委員会で協議したと議会に協議することとが、結局この社会福祉協議会がふさわしいかどうかの判断をしるという意味なんですか。公募によらない選定委員会はどのような選定の一番の目的があるのか。

あるいは、今回は申請者1社だけですけども、選定委員会の中で例えばこれ指定管理者が見つからない場合は、市が直営するということになってますけれども、市が直営することと、この管理者をすることの比較みたいなのはどういうふうにされたのかということをお伺いします。

2点目。

3点目が、今吉村議員の質問にも関連しますけれども、申請書に上がっていた添付書類ですね、事業計画とかあるいは団体の貸借対照表とか、こういう詳しい資料を議会の方の選考のときに出してはいただけないのかということです。

最後は、仕様書を見ますと、この仕様書の中にほのぼのプラザの管理代行に関していろんなこういうことを行う業務として決めています。その中に、配食サービスですとかいろいろデイサービス事業を実施することと書いてありますが、この申請書を見ますと、今まで社会福祉協議会は

同じ事業を庄内町からの委託事業としてやっていたわけですが、今後、今まで町が委託事業としてお金も払って委託としてやっていた、そういう委託の契約と、管理者になることによってやる業務の契約というんですか、それはどういうふうに整合性がつくのか。もう委託業務としては発注しないという形になるのかどうか。委託業務として出さないんだったら、その委託料みたいなことはどうなるのか、そこら辺教えてください。

議長（後藤 憲次君） 行政改革室長。

行行政改革室長（相馬 尊重君） 1番議員の御質問にお答えします。

この選定委員会の選定の目的は、議員がおっしゃられるように公募でやって幾つかの候補者が出た場合は、その選考すると。今回のように一つだけの場合においても、その申請者が施設の運営にふさわしいかどうかということを選定するために、1つでもこの選定委員会にはお諮りをするということにいたしております。

以上でございます。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課の立川でございます。小林議員の質問にお答えをいたします。

一つは、公募によらないでという話なんですけれども、その関連をどうかということなんです、13日ですかね、設置条例をいただきました。その中で、この施設については指定管理者制度を導入するんだということで条例の中に明記してございますので、それに基づきまして、この施設を使ってやってもらいたいサービス、例えば先ほど言いましたようにデイサービスだとか給食サービスですか、そういうことをもう施設の中につくってございましたので、それを使ってやってもらいたいサービスを仕様書を挙げたわけです。その仕様書に基づきまして、こういうことをやれるのは社協が一番いいんじゃないかということで、公募をしないで社協の方に指定の申請書を出していただいたと。その指定の申請書をもって選定委員会を開催して、そこで社協がよからうという答申をいただいたということでございます。

あと委託料につきましては、今後社協が指定管理者になろうとも、今の段階はちょっと制度が来年から違って来るんですが、今の段階では配食サービスの委託料は社協の方に出します。厚生省の補助をいただいておりますので、食の充実支援ですかね、こういう名前の補助金をいただいておりますので、それは社協の方に補助金として出したいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 答えが足りないのは、申請に出した添付資料を議会の方に出していただけないかというのは、次の答弁で一緒にお答えください。

もう一遍重ねてお伺いします。そうしますと、選定委員会で社会福祉協議会が指定管理者にふ

さわしいかどうかという判断をさせておいて、議会にもその判断をさせると、これはちょっと議会の権限とかいうことにもかかわりますし、ここら辺の考え方はいま私には理解できないんですが、指定管理者として候補者と挙げるのがふさわしいかどうかというならわかるんです。例えば、公募によらなくても何社かあって、その中で議会の方にこの人がいいんじゃないかというふうに挙げるのを選ぶのはいいんですけれども、この社会福祉協議会がふさわしいかどうかをこの選定委員会でもう審査しているということは、じゃあこの議会の議決と選定委員会の選考等をどういうふうに、もし違った場合にどういうふうに重視されるのかというのをお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、今の委託のことについてですが、委託は出しますということですが、指定管理者のこの仕様書の中に、このほのぼのプラザの仕事の中にこういうデイサービスや配食サービスをこの施設の仕事として明記している。だけれども、委託業務としても出すと。ということは、委託業務として出す制度と、この指定管理者の制度に乗せて仕事を任せることがダブってしまうんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺はどういうふうに整合性をとられているんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 行政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 1 番議員の御質問にお答えします。

選定委員会と議会との議決との関係ですけども、選定委員会は1社であってもあくまで候補者としてのふさわしいかどうかという選定でございます。ですから、この選定委員会を受けて候補者としてふさわしいという結果を得て、それを受けて市長が議長の方に議案の提案を行ったと。ですから、議会で議決をいただけない限りは、指定管理者としては指定できないというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 管理委託と事業をするのは一緒ではないかというようなお尋ねかと思いますが、社協がこのほのぼのプラザを使っていいですよ 使っていいですよといったらあれですけど、使うことを指定管理者制度を使ってどうぞという、使う許可を議会の方にもいただくということですね。その中で、配食サービスをやるんならば、こういう国の補助金がありますので 制度がありますので、この制度を使ってやってください。それにつきましては、事業者負担といいますが それを受けるサービスを受ける人、お年寄りが自己負担を出して、市が少し市の分を上乗せして国の分と一緒にあって事業をやってもらうということでございますので、使う方と事業を実施するものは別問題というふうに考えております。（発言する者あり）添付書類については提示をできますので。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 何か押し問答になりそうなので、最後もう一回だけ言います。

簡単に言って、じゃあ業務委託制度のままでいいじゃないかという感想を非常に持ちます。業務委託の契約も今後やろうとしている、その上で指定管理者制度にも乗せようと。だったら今までどおり指定管理者制度にしないで業務委託にしておけばいいじゃないかというのを非常に感じますけれども、どうしてこの指定管理者制度にして同じ業務を委託をさせなければいけないのか、明確な理由をもし言えたら言ってください。

それから、資料は出せないと、質疑が出てから出せませんではなくて、議会で審議をかけるのであれば、それを事前に出すべきだと思います。特に、湯布院町の場合は、候補者になった業者さんを議会に呼んでまで、どういうつもりで申請されたのかと、直接そういう人たちに質問する機会もつくったほどでしたので、これは特に提案してすぐに議決してくれというふうに余りにも資料が足りないと思いますので、そこら辺は要望とあわせましてお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 国の行政改革の一環でもありますし、こういう指定管理制度が取り入れられました。市としても、いろんな施設を積極的にやっていく、そういう中で新しい施設ができましたので、これについてはもう直営し、そしてその後に管理とかいう手続を省くというとおかしいんですけども、積極的に指定管理をやっていくと、そのように観点から今回このような提案をさせていただきまして、その中で参考にといいいますか、この施設をやりたいという方の意見を聞く場、あるいは資料等が後手後手に回ってしまって大変申しわけなく思いますけれども、今後我々が担当している部署でもたくさんの事案がありますので、今後につきましては議員のおっしゃるとおり、積極的に情報の開示あるいはもしこれ全体的な問題になりますけれども、そういう要望するものがあつたときに、先ほども言いましたように市全体での話になりますけれども、議会に参考人といいますが、そういう形で出ることが、なるべくそういう形に持っていきたい。これはまだ私の一存でできる話でもありませんし、行財政改革室が中心になってその辺詰めていきたいと思っておりますけれども、そのようなことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。4番、新井一徳君。

議員（4番 新井 一徳君） 4番、新井です。私は、このほのぼのプラザに関しましては、社会福祉協議会にしっかりしてもらいたいという気持ちで質問及び確認をとりたいと思っております。

一つは、この報告書の中に最後のページに委員からの意見があつて、施設の現況から周辺整備の必要性や今後の活用によって機能の不足となるような状況が想定されると、そういった意見がありますので、委員さんの中でどのような状況が想定されたのか、ちょっと確認の意味でお聞き

したいと思いますし、先ほど小林議員も言いましたように、いろんな形の中で配食サービスとやはり社会福祉を目的とする事業でありますので、余り利益は取れないと思うんですね。その辺でこの意見にもありますように、市の行政の全体的なバックアップが必要ではないかと意見がありますけど、その辺のところは市の行政としてバックアップするつもりであるのかないのか、ちょっと確認の意味でお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 行政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 4番、新井議員の御質問に答えます。

最後の委員からの意見ですけれども、施設の現況から周辺整備の必要性というのは、この施設が社会福祉協議会で、委員さん方も現地調査をいたしましたけれども、やはり社会福祉施設である以上、いやしの場となるべきだということから、周辺の植栽等をもっとすべきではないかという御意見が出されました。それと、あと機能の不足等というのは、そういう御指摘です。

あとランニングコスト等の負担というのは、あそこが大きなワンフロアが2つ、大きなものがあります。委員さん方の意見では、今市が考えているよりも光熱水費、冷暖房費が予想以上にかかるのではないかと、ですから見込み以上にそういったもので今よりも見込み以上にそういったランニングコストがかかる可能性があるのではないかという指摘が出されました。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。

議員（4番 新井 一徳君） だから、ランニングコストがかかるから、市の行政としてはバックアップするつもりであるのかないのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） お答えしたいと思いますけれども、まずこういう話が出たときに一番先に考えたのは、新しい施設であるということで、そのために先ほど言ったように冷暖房のことももちろんありますけれども、それ以外の日常的ないろんな修繕修理、そういうものはほぼこの二、三年間はなかりと。そういうことからしまして、即行政が全部バックアップしますよということではなくて、とにかくこの1年、2年なり頑張ってください、その中でどうしても社協の立場が民間でもない、公でもないというような中間的な立場にありますので、そういうことでもしその過程でいろんなことがあれば、また議会に相談しながら、そういうことはできるのではなかりかと、そういう返事をしておりますし、検討もしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 新井一徳君。

議員（4番 新井 一徳君） その辺のところが一番社協の方が心配、懸念されているところだと思うんですよ。その辺でもうけられない福祉の公共サービスの中で、そういった形でそれこそ

今部長が言いましたように、修繕とかは今のところは心配ないけども、電気代とかいろんな部分で心配であると、運営もこれから初めてのことであるので大変だと思います。そういった意味で、しっかりとやはり社会福祉協議会が運営できるように、バックアップを私は必要であるんじゃないかと思ってますので、そういったところでよろしいです。お願いします。

議長（後藤 憲次君） ほかに。どうぞ、三重野精二君。

議員（22番 三重野精二君） 関連をいたしますが、このうち落成式ということで見せていただきました。非常に立派なものが出て、私はいいいことだと思んですが、設計図に基づいて我々ももう少し本当にどういう中が状況なのかということも、本当に正直言いまして余り検討をする時間もなく、差しどめをくった工事だけに、とにかく早くできるということで、そこらを見逃した面はあろうかと思うんですが、私が見ますのに、あれはちょっとお聞きをしますが、冷暖房等についてもどうもあれだけ広い設備なのに、私を感じたことは、少人数のときに事細かに、例えば区切りができて、その部署だけの暖房だとかというようなことがどうも私、このうち見た感じでは、一括して全体が要所要所での暖房ができないような、私はそのように感じたんです。その内容をちょっと説明していただきたいし、今言ったようなコストの面もありますので、できればそれはそういうことであればアコーディオンカーテンでも引いて、少人数に合わせたら、そこだけの冷房だ、暖房だというものができるといような、ホールなんかについては、もう全く人数がわずか何人来てもあれだけのものをそういう形でやるということになると、私は経費的には幾らあっても足らんような感じがしますが、そういうことが今私が言うように小分けができるような設計になっておるのかどうか、ちょっとお聞かせをいただきたい。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） ちょっとこれが答弁になるかどうかちょっとわかりませんが、10月に合併しまして、その合併をしたときには既にもう着工されていたわけです。たしか11月25日に完成しましたけれども、そういうことの御理解をお願いしたいと思いますけれども、今言われたように私も行って見てはっきり同じような思いをしております。ですから、今後いろんな事業を展開する中で、なるべく経費をかけなくて、そういうアコーディオンカーテンとかで仕切ることが必要であれば、今後また議会と相談しながらなるべく使いやすい、それが市民の方々の福祉につながるようなことであれば、大いに検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 先ほどとちょっと重なるところございますけれども、4ページ、由布市の指定管理者選定にかかる報告書の方でございますが、この最後のページの委員からの意見ですけれども、まず社会福祉協議会の設立の趣旨にかんがみるとい点と、申請者と事前調整が

十分ではなかった部分が見られたので、今後 今後というのが一体このほのぼのプラザの今後を指しているのか、それともこれから出てくる指定管理者制度におけるいろんな出来事を想定しているのかがちょっとわからないんですけれども、もしも社会福祉協議会、最初に言いました社会福祉協議会の設立の趣旨ということになりますと、これは今介護保険の方で包括支援センターの問題が審議されておるんですけれども、社会福祉協議会自体を本来の機能に純化するというか、現業から離れて、そして全市にわたるいわゆる頭脳としての役割を果たすべきではないかという議論が今なされている最中です。現業から離れるということですね。そして、福祉に関する市の総括的な支持母体としての機能をもっと充実させるべきだと。このためには現業から離れる必要があると。そして、在宅支援センターなどに民間の方にどんどんとその仕事を回していくことが重要ではないかというふうにも言われておりますので、その目的に対する社会福祉協議会の設立の趣旨ということになると、では趣旨を全うするためには市としてどう動かなきゃいけないのかとなりますと、まさにこのほのぼのプラザを指定管理で受けるということになると、逆の方向に進むような形になりますし、2点目の申請者との事前調整が十分でなかった点が、このほのぼのプラザに関してのみの十分でなかったから、今後このほのぼのプラザを指定管理制度に乗せるということで十分な調整とスムーズな議事進行が要るんだということになりますと、これもまた非常に不十分な点があるということを委員さん自身がもう認めていらっしゃるということですか。そういう2点からかんがみますと、やはり早急な管理委託をするのではなく、もっと十分に調整をとって、そして煮詰まった段階で議会にかけるといふような形の進行のさせ方の方が妥当だと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 行政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 7番議員の御質問にお答えいたします。

4ページの委員からの意見の「社会福祉協議会の設立の趣旨にかんがみ」という部分ですけども、これは本来の社会福祉協議会としての事業にランニングコストの負担から、そういった本来の事業に負担がかからないようにという意味でございます。

それと、あとの申請者との事前調整が十分でなかったというのは、当然申請者から委員の皆さんに直接説明を受けたわけですけども、その説明の内容に質疑応答する段階で、委員の皆さんからもちょっと映像とか写真とか、そういったものをつけて説明した方がもっとわかりやすいのということで、今後指定管理者が来年またほかの施設等で指定をすることがありますということについても、委員の皆さんに御説明申し上げておりましたので、今後というのはこのほのぼのプラザに限ることなく、ほかの申請の説明についても映像かと写真とか、そういったものを使って説明するよという御意見でございました。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） そうしますと、最後に私申し上げました、まだこのほのぼのプラザに関しては煮詰める必要があると私は思うんですけども、3月の議会とかまで延ばして、本来にあるべき姿を提示した後に議会に議決を求めるというふうなやり方はできないのかというお答えは。

議長（後藤 憲次君） 行政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 7番議員の御質問にお答えします。

この選定委員会では、一応結論としては社会福祉協議会を指定管理者としての候補者としてふさわしいのではないかという結論をいただいております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） 1点だけお聞きしたいと思います。

指定管理者制度なんですけども、選考の中で収支計画書を添付するようになっておりますけども、この収支計画書はどのように出たかということをお聞きしたいと思います。といいますのは、条例の中で使用料で使用料金を取れるようになっております。その使用料金でこの施設が運営できるのかどうか、その辺の判断をしてみたいと思いますので、その辺の収支計画書はどのような形で出たのか、お聞きしたいと思います。

それから、指定管理協定書というのがあるんですが、協定内容について御説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 協定内容についてでございますけれども、一番最初に議案の説明のときに私申し上げましたけれども、案としてはできております。ただ、これから実際に協定するまでにもう少し精査をしたいということで説明申し上げましたけれども、そのようなことで御理解いただきたいと思います。

それから、事業計画、それから収支の案については、最初の申請に添付されております。ただ、今手元に持っておりませんので、その内容をと言われてもちょっと説明できないんですけども、また後で提示をさせていただくというようなことでいいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） 後でも結構なんですけども、ただ心配になるのは、使用料金を取って、その金で施設が運営できるのかどうか。逆に、持ち出しがやっぱり市から出るのではあれば、何も指定管理者制度をするんじゃなくて、市が直接運営しておった方がいいと思うんです。

よ。逆に、指定制度を使ってまた上乘せの金を出すようになれば、かえっておかしくなると思うんですね。だから、使用料金を賄えるのかどうか、それを確認したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） お答えします。

条例に添付されておりました使用料金だけでは、これはとても維持管理はできないと思います。ただ、その中で先ほどから話が出ておりますように、交流室として使っているいろんな事業、それからデイサービス、それから配食サービス、そういうものをいろいろやる中で運営していく、そういうふうに理解しております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。久保博義君。

議員（25番 久保 博義君） ということは、市から持ち出しがなくて指定管理者制度を使えば十分に運営できるということですね、そういうふうでいいですか。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） そこまでちょっと断言できない部分があるんですけども、これも4番議員さんの質問だったと思いますけれども、その中で申し上げましたように、施設が新しいためにいろんな修繕等はなかろうと。確かに空調とかあります。その辺も含めて今後一、二年様子を見たい。どうしてもこれは議会の方に相談しながらやらなければならないんですけども、説明できるだけのものがあれば、これからお願いしていく、そういうことになるかと思えます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） ここに書いている社会福祉協議会の住所地は、新舎屋というか、ほのぼの館の近くに社会福祉協議会の看板を掲げた施設があるのかどうか、お尋ねします。なければどこかの施設に事務局があるのかどうか。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） お答えします。

現在は、まだほのぼの館の方に移っておりませんので、仮の事務所としまして横に工芸館がありますけれども、そこを借りて事務所としております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません、もう一個最後に。もしこれを指定管理者制度にしなかった場合に、だけれどもこういう福祉サービスは今までどおり業務委託でほのぼのプラザを使ってやってもらおうとした場合に、行政として経費負担というのは、光熱費はもちろんだと思いますが、人件費的に例えば職員をそこに1人配置しなければいけないとか、そういうことはあるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） お答えしたいと思いますけれども、直営でやった場合、やはり施設長なりがあれだけの施設ですから要ると思います。そうしますと当然人件費も要りますし、あの中で例えば相談業務とかいろんなことをやれば、それだけいろんなことで経費がかかってくる、これは間違いないことだろうと思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。2点、指定管理者の選定委員会、以前湯布院の方では、公募になったときに指定管理者の選定委員会の人公表されると、いろんな働きかけがあるんじゃないかということでずっと伏せていた経緯があります。そういったところはどういうふうにご考慮されるのか。

と、規則の中にも委員の守秘義務というのがうたって これは当然あるべきだろうと思うんですけど、守秘義務等がうたっていないんですけど、その辺もどのように考えているのか、今後の対応についてお聞きしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 行政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 2番議員にお答えします。

第1回の指定管理者の選定委員会を19日の日に開催しましたが、その前半で指定管理者制度の説明、それと今議員が申されましたようなこの会議での知り得たものの守秘義務等、そういったものも委員の皆さんに御説明をし、守秘義務があるということを委員の皆さんにも御理解をいただいたところです。

なお、この選定委員会での協議の内容については、原則として公表しますというものも委員の皆さんに御説明し、御理解をいただいたところでございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 選定委員の方々が公表されます。それに公募になった場合、いろんな業者が何社も来た場合に、いろんな働きかけがあるんじゃないかということで、湯布院のときは公表を伏せて審議をやったというふうな経緯があるんですけど、そのことと今後のことについてどのようにお考えか。

議長（後藤 憲次君） 行政改革室長。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 2番議員にお答えします。

今後は、それぞれの選定委員会の選定する施設、また選定の内容等によって、その都度協議会の委員さん方と御相談し、公表するのがいいのかどうかというのは判断していきたいというふうにご考慮しております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今、工芸館に仮住まいのようなんですけど、あの辺のほのぼのゾーンですね、保育園なんかも含めて、全体で指定管理者を考えているのかどうか、その辺をお伺いしたいんですけど。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 今回提案申し上げたのは、ほのぼのプラザだけです。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 全く工芸館や温泉館も含めて、ほかのものについては何も見通しもなく、とりあえずプラザだけを指定管理者制度にするということに理解していいんですか。

議長（後藤 憲次君） 福祉事務所長。

健康福祉事務所長（今井 干城君） 今回は、そういう形でほのぼのプラザだけをさせていただきましても、既にでき上がっている、議員御指摘のいろんな施設があります。これにつきましては、先般資料をお渡ししたと思いますけれども、あの中にすべてたしか入っていたと思いますので、法で決められた期間内に検討し、また議員の皆様方にこういう形で相談申し上げますと、そういうことになるかと思えます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。藤柴厚才君。 まず、この案に反対の……

議員（12番 藤柴 厚才君） 私、賛成ですけど、反対の方からですか。

議長（後藤 憲次君） 反対の方がありましたら、反対の方からお願いしたいんです。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 議案第34号に対して反対討論を行います。

この議案は、指定管理者制度の指定について、社会福祉協議会を管理者とするかどうかという議案であります。社会福祉協議会そのものが管理者としてふさわしくないとは思いませんけれども、今いろいろ質疑の中でもありましたように、このほのぼのプラザそのものを指定管理者制度に乗せるかどうかというところに大きな疑問が残っております。また、この社会福祉協議会を指定管理者に指定するに当たっての選考の内容、それからそれを報告する資料も不十分だと思われるます。

また、もう一つつけ加えますと、指定管理者制度というのは、そもそもは行財政改革のための制度ではなく、行政が今までやってきたことの中に民間の手法や発想を取り入れるということの

ための制度が一番の目的であります。それをあたかもコスト削減の道具のように考え、これを取り入れれば経費が節減できると、そういう判断だけで取り入れられているような趣が多くあります。特に、もっと言いますと、本来は民間の手法や発想、そういうものを自由に行政の中に取り入れられるために導入すべきですが、今まで社会福祉協議会が委託業務としてやっていた同じ仕事を同じ社会福祉協議会に任せるのであれば、これは指定管理者制度を導入する意味とは私はそぐわないと 意味にはならないと思っております。むしろ業務委託の形でやっていく方がいいのではないかと思います、このほのぼのプラザの指定管理者の指定について、社会福祉協議会を今の段階では認めず、もう一度市直営でやり、委託業務でやる方法と、指定管理者制度に乗せることを十分に検討することが必要だと思ひ、反対いたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、賛成の討論を許します。藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴です。私は、賛成の立場から討論を行います。

この社会福祉協議会、庄内地域において前回議会でほのぼのプラザということで建設をいたしましたけれども、この建設は旧庄内町の社会福祉協議会の建物が非常に老朽化しておるということで、10年来からの計画であり、そこにほのぼのプラザということで、私どもは社会福祉協議会が当然あそこに入ると、そういう前提で私は協議をしていったという経緯がございます。そういう中で、今度の指定管理者制度、これを来年の8月に一応指定管理者制度を導入しなければならないという期限もございますけれども、その中でたまたまこういう時期にほのぼのプラザが社会福祉協議会的な施設ができたということで、並行してやるということは、私は行財政改革の中でいんな不安はございますけれども、この際、もう思い切って行財政改革の一環として取り上げるならば、今回もうはっきり指定管理者制度を社会福祉協議会に私は導入すべきと、このような立場で賛成の討論を行います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立16名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、議案第34号由布市ほのぼのプラザの指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、発議第6号議会制度改革の早期実現に関する意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、発議第6号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、発議第6号議会制度改革の早期実現に関する意見書は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、発議第7号真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書なんですけども、実は前文の中にも書かれている昨年度の3.2兆円の国庫補助負担金改革案を策定して、地方六団体と協議しながら決めるという中身でありますけれども、地方六団体の当時の町村会に対して、日本保育協会大分県支部というところから、保育所運営費の一般財源化に対する厳しい抗議と、今後こういうことをしないようにという要請を受けました。挟間の宮田保育園、由布川保育園という保育園からの要請であります。調べてみますと、やはりその3.2兆円の中に一般財源化に関することがかなり含まれて、直接の当時者であったということから深く反省して、挟間町議会は全国の町村議長会にそういうことをしないようにということを要請いたしました。当然、ほかの町議会にも、民間の保育園等からそういう要請があったものというふうに私は思います。当然、この中にも今度の税源移譲の中に関してなんですけれども、3兆円規模の確実な税源移譲をやれということの中に、それは全部入っているんですけどね、そういうことに関してたしか委員長さん、提出者自身も保育園に関係している方じゃなかったかと私記憶しているんですけども、そういう議論が全くされなかったのかどうか、そこ辺についてお尋ねしたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） マイクをあげてください。生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） 23番、生野です。直前にこの通告書をいただきましたので、総務常任委員会の皆さんにも全く諮る時間もございませんでした。私の答弁もこれは恐らく偏見と独断でなるんじゃないかと思っておりますけれども、大変困ったものだと思っておりますが、この保育所の一般財源化については、そういう話があっただけというのは少し聞き及んでおります。しかし、直接私は関知しておりません。この本題を見ますと、恐らく意見書の4番の問題であろうかと思っております。義務教育費の国庫負担金、これを一般財源化するなという、そのようにちょっと私受け取れるんですけども、これは最終的には国と地方の場において協議をすると、そういう

ふうになっておりますし、さきの中央教育審議会においても、義務教育費の国庫負担制度については堅持するというような答申がなされておりますし、そこら辺のことじゃないかと思っておりますし、私ども総務常任委員会におきましても、この意見書は賛成多数で可決するものだというふうに決まっております。

西郡議員には不満と思いますけども、お答えは以上のとおりでございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 今、答えたことは2番目に言おうと思ったんですけどね、各町議会ともさきの議会で義務教育費国庫負担制度の堅持及び30人学級の実現、複式学級解消を求め意見書というのを決議し、関係機関に送付したことと思います。そして、全国知事会でも今の広瀬知事が反対だったんですけども、多数で先ほど言った義務教育費国庫負担についての文言についてはそのままになった経緯があります。しかし、これは当然2個目に書かれている生活保護費の国庫補助負担金の引き下げ阻止、これと同等な扱いをすべきように主張すべき性格のものであって、何のために皆さんが前の町議会でこういう議決をしたのか、意味がなくなってしまう、全く矛盾するものになってしまうんですよ。だから、そういう点でいえば、その点はどうだったのかというのを聞きたかったんですけども、最初の質問のときに答えてしまったので、もうこれ以上は言いませんけれども、こういう自己矛盾を起こすような意見書を上げて、そして後ほどをかむようなことをしてほしくないということで、総務委員会は特にやっぱり慎重審議を期してほしいということをお願いしたいと思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 討論なしと認めます。

これより発議第7号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、発議第7号真の「地方分権改革の早期実現」に関する意見書は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、発議第8号道路特定財源に関する意見書を議題といたします。

これも質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） これ前意見書でちょっと指摘し忘れたんですけども、前文の記の上の 3 行目に「 買買案」というのと、それと次ページの 5 行目に「 9 人権限」というのがありますけども、これが理解できないんですけどね、もし提出される時は、もし間違っていたらきちっと直して意見書を出すようにしてほしいと思います。

今度の道路特定財源に関する意見書なんですけども、これは皆さん御承知のように小泉首相がもう一般財源化するというふうに明言してやっていて、あえて逆らうような提案をしているわけなんですけども、一つはこれが国道や高速道路あるいは高規格道路、とりわけ生活にかかわる国道に使われるんならともかく、主要幹線道路で産業構造の社会資本の整備ということで、産業にかかわる分野しか国道整備はなかなかされていません。そういう点でいえば、全国の道路の 1 1 6 万キロのうち、 1 0 0 万キロは生活道路にかかわる道路なんですけども、わずか 1 0 万キロ程度に力を入れるような、こんな道路財源の使い方というのは正しくない。やっぱりこれは一般財源化にして、むしろ生活に直接関係ある道路に使わせるべきだという議論がまともな論者の中からは出ています。そういう点で、あえて小泉さんに逆らうという姿勢は買いますけれども、そこ辺の議論をしたことがあるのかどうか、提出者に伺いたいと思います。建設委員会はどなたですかね。

議長（後藤 憲次君） 建設委員長、佐藤正君。

議員（ 1 3 番 佐藤 正君 ） 私も先ほど開会直前に通告書をいただきましたので、委員会の中で協議をする暇がございませんでしたけれども、西郡議員の質問にお答えをいたします。 1、 2 で、これに沿って私答弁いたしますが、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

1 番目に、道路特定財源は、高速道路及び高規格道路などゼネコンへ発注する税金浪費の見本であると。要するに、私はむだ遣いな税金であるというふうなことであろうかと思えますけども、私は決してむだ遣いではないというふうに考えます。これは道路特定財源というのは、受益者負担の原則で特定道路整備に充当して、他の用途に転用しないというようなこうした規則がございますので、私はそういうふうに思います。

それから、 2 番目のむしろ一般財源化して市町村への交付税や国庫負担金の拡充を図った方が、生活道路はよくなるというふうな御質問でございますけれども、これは先ほど私が意見書の中でも朗読をいたしましたけれども、地方部においても都市部に比較して決して十分な整備が行われていない、交通機関が隅々まで行き届いていない山合いの地域等々においては、道路整備に対する要望は依然として地域から強い要望があるというような観点から、こういうような意見書を出したところでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） もう大体想像つくと思いますけども、こういう特定財源の使われ方というのは、海峡大橋や都市の再編整備のそういう社会資本整備に充当されるものであって、決して私たちの身近な生活道路に 少しは使われますよ、しかしそのほとんどがゼネコンのそういう大型開発のための資金にされるということで、これを見直すというのは当然の社会の動きでもありますし、首相自身ももう動かしたわけですから、皆さんもそれにつられてやっぱり本来の一般財源化し、我々の生活道路に還元されるような、そういう方向を目指すような検討をされるよう切に希望して、もうこれ以上の返答は要りません。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質問は終わりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、これより発議第 8 号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立24名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、発議第 8 号道路特定財源に関する意見書は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。15分から再開します。

午後 2 時05分休憩

.....
午後 2 時15分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

日程第 2 2 . 発議第 9 号

日程第 2 3 . 発議第 1 0 号

日程第 2 4 . 発議第 1 1 号

日程第 2 5 . 発議第 1 2 号

日程第 2 6 . 閉会中の継続審査申出書

議長（後藤 憲次君） お諮りいたします。ただいま議員発議案として発議第 9 号から発議第 1 2 号までの 4 件、並びに閉会中の継続審査及び継続調査申出書が提出されております。この 5 件について、これを日程に追加し、追加日程第 2 2 から第 2 6 とし、議題にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、議員発議案 4 件並びに閉会中の継続審査及び継続調査申出書の計 5 件については、追加日程第 2 2 から第 2 6 とし、議題とすることに決定いたしました。

日程第 2 2、発議第 9 号から、日程 2 5、発議第 1 2 号についてまでの 4 件を一括上程します。提出者に提案理由の説明を求めます。

まず、発議第 9 号「改革年金」法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める意見書、発議第 1 0 号国の制度として介護保険の保険料・利用料減免制度創設を求める意見書、並びに発議第 1 2 号医療改革に関する意見書の 3 件については、提出者が同一のため、一括議題として提案理由の説明を求めます。7 番、溝口泰章君。

議員（7 番 溝口 泰章君） 発議第 9 号に関してでございます。

「改革年金」法の実施を中止し、最低保障年金制度の実現を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出する。平成 1 7 年 1 2 月 2 2 日。提出者は、委員長、溝口、賛成者は委員会、高橋議員、佐藤議員、江藤議員、山村議員、田中議員でございます。

提案理由、すべての国民が安心して暮らせる年金制度に改革するため。

内容につきましては、意見書の趣旨としまして、2 0 0 4 年の年金改革法による保険料を引き上げ、給付の引き下げは国民の暮らしを壊し、高齢者の生活をますます厳しくしています。さらに、年金課税の強化や消費税の増税などが行われようとしています。これは本来国と大企業の責任で、国民の生存権を保障するという社会保障の原則を放棄するものです。最低保障年金制度が実施されないままでは、無年金・低年金の人がふえ、その上、保険料を払えない人が増大し、若い人たちの将来不安など、事態は予想以上に深刻です。

国民が安心して暮らせる年金制度の抜本的改革をするために、国民的議論をし直し、最低保障年金制度を創設していただきたく、右事項を地方自治法第 9 9 条の規定に基づく意見書として提出します。

意見項目、1、「改革年金」法の実施を中止し、消費税によらず、すべての国民が安心して暮らせる最低保障年金制度をつくること。2、基礎年金の国庫負担を直ちに 2 分の 1 に引き上げること。3、公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止を直ちに中止すること。以上。平成 1 7 年 1 2 月。提出先は、衆議院議長、参議院議長となります。

続きまして、発議第 1 0 号に移ります。

国の制度として介護保険の保険料・利用料減免制度創設を求める意見書です。上記の意見書を別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出する。平成 1 7 年 1 2 月 2 2 日提出、提出者、私、溝口、賛成者、委員会の議員、高橋議員、佐藤議員、江藤議員、山村議員、田中議員となります。

提出理由、介護保険制度のもと、老後だれでも安心して福祉サービスを受けられるようにするため。

内容に関しましては、平成17年10月から介護保険法の改正で食費と居住費が保険給付から外され全額自己負担になったために、施設に入所できない事態や通所サービスの回数を減らす人が出ています。

住民税非課税者については一定の低減制度がつくられていますが、本人非課税でも課税世帯の人は大きな負担増になっています。

老後、だれでも安心して福祉サービスを受けられるようにすることを国は考えるべきだと思います。かなりの自治体では、保険料か利用料の減免制度をつくっていますが、国の制度として統一した保険料・利用料の減免制度をつくる必要があると考え、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

記。国の制度として介護保険料・利用料の減免制度をつくること。以上。平成17年12月。あて先は、内閣総理大臣小泉純一郎、並びに厚生労働大臣川崎二郎あてとなります。

11号を飛ばしまして、発議第12号に移ります。

医療改革に関する意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成17年12月22日。提出者、賛成者はさきのとおりです。

提案理由、すべての国民だれでも安心して医療サービスを受けられるようにするため。

内容につきましては、厚生労働省は、来年度医療制度改革の内容として、一つ、新しい高齢者医療制度の創設とすべての高齢者からの保険料の徴収、二つ、高齢者の医療費負担の二、三割への引き上げ、三つ、高額療養費の引き上げ、四つ、特定療養費制度の拡大等が検討されているように伺っています。これらのことが実施されますと、高齢者を初め多くの国民が医療費自己負担増によって診療を受けることが困難になり、手おくれで命を失う事態になりかねません。だれでも安心して医療サービスを受けられるようにすることは、国の責任だと思います。

財政が厳しいことは存じていますが、むだな支出を省くなどして、医療の現状を維持していただくよう地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

記。1、新しい高齢者医療保険制度によるすべての高齢者からの保険料徴収はしないこと。高齢者医療費自己負担の2から3割への引き上げはせず、現状維持とすること。2、高額医療費の引き上げは行わないこと。3、混合診療につながる特定療養費制度の拡大は行わないこと。以上。平成17年12月。あて先は、内閣総理大臣小泉純一郎、並びに厚生労働大臣川崎二郎あてとなっております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、発議第11号定率減税全廃等の増税中止を求める意見書を議題と

して、提出者に提案理由の説明を求めます。23番、生野征平君。

議員（23番 生野 征平君） 発議第11号定率減税全廃等の増税中止を求める意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成17年12月22日提出、提出者、由布市議会議員生野征平、ほか総務常任委員の皆さんです。

提案理由、雇用問題の深刻な状況、さらに社会保障に関する負担増等、これ以上国民生活を悪化させず、地域経済を衰退させないため。由布市議会議長後藤憲次。

内容につきましては、国内の景気は、一部企業が至上空前の利益を上げる一方、失業率は若干低下してきたとはいえ、依然として4%台の高い状況です。有効求人倍率でも改善していますが、実際の雇用関係はパート、臨時、派遣、請負等の非正規雇用がふえているだけで、安定した正規雇用には結びついていません。国民の雇用問題は依然として深刻な状況です。

さらに、年金、介護、医療等の社会保障は国民負担増が続いていますし、障害者自立支援法の制定により、障害者も大幅な費用負担がなければ施設を利用できなくなるなど、社会保障に関する国民負担増は急増しています。

このような中、政府税制調査会はサラリーマン増税を柱とする個人所得税に関する報告で、定率減税の廃止、配偶者控除や扶養控除の廃止等を公表しました。これらが実施されることになると、年収400万、4人家族の場合でも年間34万1,000円以上の増税になります。既に老年者控除の廃止等や住民税の非課税措置の廃止が強行され、大きな困難が広がっています。国民の生活実態が一向に改善していない状況の中で、このような増税は国民生活をますます厳しくするだけでなく、地域経済と地域社会を衰退させてしまいます。

深刻な国民生活を悪化させず、これ以上地域経済が衰退しないためにも、定率減税全廃等の増税を中止されますよう、地方自治法第99条に基づき、国に対する意見書を提出します。

1、定率減税の全廃、給与所得控除の縮小、配偶者控除や扶養控除縮小・廃止等のサラリーマン増税を行わないこと。以上。平成17年12月、大分県由布市議会議長後藤憲次。あて先は、内閣総理大臣小泉純一郎殿、財務大臣谷垣禎一殿。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

各議案の審議に入ります。まず、日程第22、発議第9号「改革年金」法の実施を中止し、最低保障年金制限の実現を求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、発議第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、発議第9号「改革年金」法の実施を中止し、最低保障年金制限の実現を求める意見書は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、発議第10号国の制度として介護保険の保険料・利用料減免制度創設を求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、これより発議第10号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、発議第10号国の制度として介護保険の保険料・利用料減免制度創設を求める意見書は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、発議第11号定率減税全廃等の増税中止を求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、発議第11号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、発議第11号定率減税全廃等の増税中止を求める意見書は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、発議第12号医療改革に関する意見書を議題として、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、発議第12号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員25名中起立25名〕

議長（後藤 憲次君） 起立多数であります。よって、発議第12号医療改革に関する意見書は原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、閉会中の継続審査及び継続調査申出書の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、各常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集特別委員会、

日出生台演習場対策特別委員会、行財政改革特別委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、今期定例会の議事日程はすべて終了いたしました。よって、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

市長、閉会あいさつ。

市長（首藤 奉文君） 平成17年第1回由布市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月9日に開会いたしました本議会定例会におきまして、本会議並びに各常任委員会におきまして、本日まで精力的かつ慎重なる御審議を賜りまして、その御苦勞に対しまして衷心より感謝とお礼を申し上げます。おかげをもちまして、由布市過疎自立促進計画を初めといたしまして、提案を申し上げますすべての議案につきまして原案どおり御同意、御可決をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、議員各位におかれましては、本会議及び各常任委員会、そしてまた一般質問等におきまして厳しい財政状況の中で行財政改革にかかわる問題とともに、各分野におきましていただきました貴重な御教示また御示唆、御意見、御提言につきましては、今後十分尊重いたしますとともに、市行政にできるだけ反映をさせてまいる所存でございますので、今後ともさらなる御指導と御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、新由布市が発足いたしまして3カ月、私も市長に就任して2カ月がたちました。これまでに議員各位の御理解と御指導いただきながら、新由布市として第一歩のスタートを切ることができたと思っております。私は、施政方針におきまして申し上げましたとおり、市としての一体感を醸成し、合併して本当によかったと言える由布市とするためにも、融和、協働、発展の理念を機軸としてまちづくりを進めてまいりたいと考えております。その根幹をなす由布市総合計画の策定を急ぎ、将来像、方向性を定め、重要課題である諸施策、諸行事に着手をしてまいる所存

でございます。いよいよ変革の1年に幕を閉じて、新しい年を迎えようとしております。また来年は本年以上に多事多忙かつ重要な年になると判断しております。職員ともども全力を挙げて市政の推進に取り組んでまいり決意でございますので、ひとえに議員各位の温かい御指導、御協力また御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、議員各位におかれましては、年の瀬も迫り、何かと繁忙な日が続くと思われませんが、どうぞくれぐれも御自愛をいただきまして、来年は輝かしい新年を家族おそろいでお迎えますよう心から御祈念を申し上げまして、議会閉会のお礼のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 議長より一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

12月9日より本日まで14日間、本定例会の審議を皆さんの御協力のもとにスムーズに行われましたこと、心から厚くお礼申し上げます。今回の定例会は、由布市になりまして初めての議会であります。そしてまた、この仮議場ということで皆さん方も大変不便なこともあったかと思えます。早速議場を改造いたしまして、3月にはぜひ間に合うようにしていただきたいというふうに思っております。

今回、予算面につきましても、合併しての初めての予算ということで大変わかりにくかったこともあったかと思えます。そしてまた、各委員長から報告がありましたように、また執行部もこの意見・要望なりを十分認識されまして、今後の行政に反映していただきたいというふうに思います。

議員各位には、年末控えまして御家族ともどもよきお正月を迎えられますことをお願いいたします。

意は尽くしませんけれども、今定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） これをもちまして、平成17年第1回由布市議会定例会を閉会いたします。

午後2時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員